2　職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務

(一)　国は、職場において行われる性的な言動に対する対応により労働者に不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する当該言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならないこととした。（第一一条の二第一項関係）

(二)　事業主は、当該問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる(一)の措置に協力するように努めなければならないこととした。（第一一条の二第二項関係）

(三)　事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、当該問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならないこととした。（第一一条の二第三項関係）

(四)　労働者は、当該問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置に協力するように努めなければならないこととした。（第一一条の二第四項関係）

3　職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する相談を行ったこと等を理由とする不利益な取扱いの禁止

1の(一)は、労働者が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用することとした。（第一一条の三第二項関係）

4　職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務

職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関し、2と同様の規定を設けることとした。（第一一条の四関係）

5　男女雇用機会均等推進者

(一)　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者（以下「男女雇用機会均等推進者」という。）を選任するように努めなければならないこととした。（第一三条の二関係）

(二)　平成三八年三月三一日までの間は、男女雇用機会均等推進者の担当する業務に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一般事業主行動計画に基づく取組等の推進を含めることとした。（附則第二条関係）

6　調停

紛争調整委員会が、関係当事者の同意の有無にかかわらず、調停のため必要があると認めるときに、出頭を求め、意見を聴くことができる者として関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者その他の参考人を加えることとした。（第二〇条関係）

四　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正関係

労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、二の2の(一)及び3の(二)を適用することとした。（第四七条の四関係）

五　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係

1　職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する相談を行ったこと等を理由とする不利益な取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第二五条第二項関係）

2　職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務

職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関し、三の2と同様の規定を設けることとした。（第二五条の二関係）

六　施行期日等

1　中小事業主（国、地方公共団体及び行政執行法人以外の事業主であって、その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五、〇〇〇万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）以下であるもの及びその常時使用する労働者の数が三〇〇人（小売業を主たる事業とする事業主については五〇人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については一〇〇人）以下であるものをいう。）については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、二の2の(一)は努力義務とするものとし、二の4、5及び6の対象から二の2の(一)を除くこととした。（附則第三条関係）

2　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第七条関係）

3　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

(一)　二の1　公布の日

(二)　一の1及び3の(二)　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

◇フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（法律第二五号）

（環境省）

第一種特定製品の廃棄等に関する規制の見直し

1　第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種フロン類充塡回収業者が第一種特定製品にフロン類が充塡されていないことを確認した場合を除き、第一種フロン類充塡回収業者に対し、当該製品に冷媒として充塡されているフロン類を引き渡さなければならないものとし、当該引渡義務違反について、罰則を設けることとした。（第四一条及び第一〇四条第二号関係）

(一)　特定解体工事元請業者は、第一種特定製品の設置の有無について確認を行い、当該確認の結果を特定解体工事発注者に対し書面を交付して説明しなければならないところ、当該特定解体工事元請業者及び特定解体工事発注者は、それぞれ当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を保存しなければならないこととした。（第四二条第一項及び第三項関係）

(二)　第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類充塡回収業者へのフロン類の引渡しに関する書面の交付義務及び保存義務について、それらの違反に罰則を設けることとした。（第四三条、第四五条及び第一〇五条第二号～第四号関係）

(三)　第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償又は無償による譲受け（以下「引取り等」という。）を行おうとする者（以下「第一種特定製品引取等実施者」という。）に第一種特定製品を引き渡すときは、当該第一種特定製品引取等実施者（第一種フロン類充塡回収業者である場合に限る。）にフロン類の引渡しを行う場合等を除き、当該第一種特定製品引取等実施者に引取証明書の写しを交付しなければならないこととした。（第四五条の二第一項関係）

(四)　第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種フロン類充塡回収業者が第一種特定製品にフロン類が充塡されていないことを確認した場合を除き、第一種フロン類充塡回収業者に対し、当該製品に冷媒として充塡されているフロン類を引き渡さなければならないものとし、当該引渡義務違反について、罰則を設けることとした。（第四一条及び第一〇四条第二号関係）

(一)　特定解体工事元請業者は、第一種特定製品の設置の有無について確認を行い、当該確認の結果を特定解体工事発注者に対し書面を交付して説明しなければならないところ、当該特定解体工事元請業者及び特定解体工事発注者は、それぞれ当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を保存しなければならないこととした。（第四二条第一項及び第三項関係）

(三)　第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類充塡回収業者へのフロン類の引渡しに関する書面の交付義務及び保存義務について、それらの違反に罰則を設けることとした。（第四三条、第四五条及び第一〇五条第二号～第四号関係）

(四)　第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償又は無償による譲受け（以下「引取り等」という。）を行おうとする者（以下「第一種特定製品引取等実施者」という。）に第一種特定製品を引き渡すときは、当該第一種特定製品引取等実施者（第一種フロン類充塡回収業者である場合に限る。）にフロン類の引渡しを行う場合等を除き、当該第一種特定製品引取等実施者に引取証明書の写しを交付しなければならないこととした。（第四五条の二第一項関係）